健 発 0 3 2 6 第 5 2 号 令 和 2 年 3 月 2 6 日

各 都 道 府 県 知 事 保健所設置市市長 特 別 区 区 長

厚生労働省健康局長 (公印省略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の 一部を改正する政令等について(施行通知)

新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。)については、我が国及び海外における新型コロナウイルス感染症の発生状況の変化等を踏まえ、本日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第59号)及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令(令和2年政令第60号)が別添のとおり公布され、令和2年3月27日から施行される。

これらの命令の概要は下記のとおりであるので、貴職におかれては、内容を十分御了知いただくとともに、貴管内市町村及び関係機関等への周知を図り、その施行に遺漏なきを期されたい。

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を 改正する政令(令和2年政令第59号)
 - (1) 四種病原体への追加

ベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第23項の四種病原体等に追加する。

(2) 施行期日 公布の日の翌日から施行する。

- 2 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令(令和2年政令第60号)
 - (1) 新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の準用

新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条から第33条まで、第44条の2(第3項を除く。)、第44条の3、第44の5の規定等を準用することとし、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条について所要の読替規定の整備を行う。

(2) 施行期日 公布の日の翌日から施行する。

官

布する。 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公

御 名 御 璽

令和二年三月二十六日

内閣総理大臣

安倍

晋三

政令第五十九号

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令

六条第二十三項第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年政令第四百二十号)の

部を次のように改正する。 第三条に次の一号を加える。

三 ベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機 関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

厚生労働大臣

内閣総理大臣 安加 倍藤 晋 勝三 信 官

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令をここに公布

御 名 御 璽

する。

令和二年三月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第六十号

七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。 内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号) 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令 第

八号、第九号、」を削り、「、第六十三条の二、第六十四条第一項」を「から第六十四条まで」に改め、十四条の三、第四十四条の五」を加え、「第四号から第六号まで」を「第五号及び第六号」に改め、「第 を「第三十七条まで」に改め、「第四十四条まで」の下に「、第四十四条の二(第三項を除く。)、第四 次のように改正する。 第三条中「第三十条まで、第三十四条、第三十五条、第三十六条(第四項を除く。)、第三十七条」 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)の一部を

同条の表法第三十条の項の次に次のように加える。

官

木曜日

1.5+	第	2	_
十三条十二条及び第三	三条	法第三十一条第一項	
一類感染症	の表法第三十四条の項を次のように改める。	感染症、二類感染症又は三類	
新型コロナウイルス感染症		新型コロナウイルス感染症	

法第三十五条第 項 有者とは無症状病原体保い症患者若しくは無症状病原体保い症患者若しくは無症状病原体保心類感染症、二類感染症、三類感 ンフルエンザ等感染症の患者が染症、四類感染症若しくは新型イー類感染症、二類感染症、三類感 新型 が型コロナウイルス感染症の患者 コロナウイルス感染症の患者

及び第四十四条の項の次に次のように加える。 三条の表法第三十五条第五項の項及び法第三十六条第 項 の項を削り、 同表法第四十三条第 項

	1			
四十四条の五項及び第二項並びに第二項並びに第一の手の三第一		項と第四十四条の二第一	出し出の単の二の見	
新型インフルエンザ等感染症	血清亜型及び検査方法	るとともに、当該感染症生したと認めたときは、速やかに、生したと認めたときは、速やかに、新型インフルエンザ等感染症が発	生及び 新型インフルエンザ等感染症の発	
新型コロナウイルス感染症	検査方法	新型コロナウイルス感染症	て新型コロナウイルス感染症につい	

同表法第六十一条第三項の項中 十八条第五号から第七号までの項中 六章 第三条の表法第五十七条第一号から第三号までの項中「第三号」を を 「第七章」に改め、 同表令第六条の項の次に次のように加える。 「第七号」を「第九号」に改め、同表法第六十四条第一項の項中 「第七号」 を 「第九号」に改め、 同表法第五十九条の項を削 「第四号」に改め、 同表法第五 ŋ

令第九条第 令第八条第 一号 号 類感染 該 類感染症の建物 類感染 症 新型コロナウイルス感染症 (病原性がベータコロナウイルス属のコロナウイルス属のコロナウイルス属のコークコロナウイルス属のコークコロナウイルス属のコークコロナウイルス属のコークコロナウイルス属のコークローグ (新型コロナウイルス感染症 (病原性の)の建物 新型 該 新型コロナウイルス感染症 コロナウイルス感染症

令和 2 年 3 月 26 日

第三条の表令第二十五条第一項の項を削り、 同表令第二十七条第一項の項を次のように改める。

	令第二十七条第一項
第九号まで及び第十四号	並びに
第九号まで	及 び

規定 第四 を 条中 「並びに第三十八条第五項」 第四十四条の三第一項及び第 を 二項並びに第四十四条の五の規定」 \neg 第三十二条、 第 二十二 条、 第三十八条第五項」 に改める。 に、

附則第一 一項ただし書中 「第四号から第六号まで」を「第五号及び第六号]に改め、「第八号、 ·第九号、]

則

を削る。

附

(施行期日)

1 この政令は、 公布の日の翌日から施行する。

(地方自治法施行令の一部改正

2

定

を「、第四十四条の三第一項及び第二項並びに第四十四条の五の規定」に改める。

の項中「並びに第三十八条第五項」 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 別表第一新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十 を「、第三十二条、 の一部を次のように改正する。 第三十三条、 第三十八条第五項」 に、 「の規 号

総務大臣 高市 早苗

厚生労働大臣 加藤 勝信

内閣総理大臣 安倍 晋三